

◎日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止

等に関する法律

(平成二十二年二月一日法律第一〇〇号)

一、提案理由(平成二十二年二月一日・衆議院総務委員会)

○亀井国務大臣 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵政民営化について、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、政府において平成二十一年十月二十日の閣議決定に基づきその見直しを検討することとしていることにかんがみ、日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等について定めるものであります。

次に、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、政府は、郵政民営化法第七条第一項本文及び日本郵政株式会社法附則第三条の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならないものとしております。

第二に、日本郵政株式会社は、郵政民営化法第七条第二項及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、同様に別に法律で定める日までの間、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならないものとしております。

第三に、日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法附則第二条第一項の規定にかかわらず、同様に別に法律で定める日までの間、旧郵便貯金周知宣伝施設及び旧簡易保険加入者福祉施設の譲渡または廃止をしてはならないものとしております。

以上のほか、所要の読みかえ規定を置いております。

なお、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二十二年二月一日)

○近藤昭一君　ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、郵政民営化について、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、政府においてその見直しを検討していることにかんがみ、日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等を定めようとするものであります。

本案は、去る十一月二十日本委員会に付託され、同月二十六日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われました。

委員会におきましては、本日亀井国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局し、討論、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成二十二年二月四日)

○佐藤泰介君　ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、郵政民営化について、国民生活に必要な郵政事

業に係る役務が適切に提供されるよう、政府においてその見直しを検討することとしていることにかんがみ、日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、郵政改革の全体像が不明確なままでの本法案提出の問題点、郵政株式の売却に伴う敵対的買収に対する防衛策、日本郵政グループにおける非正規職員の待遇改善への取組、検討中の郵政改革法案の方向性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、公明党を代表して澤雄二委員より反対、日本共産党を代表して山下芳生委員より賛成の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。